

デイサービス茶の間運営規程

(事業の目的)

第1条 合同会社米沢が設置するデイサービスセンター茶の間（以下「事業所」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の生活相談員及び看護職員、介護職員、機能訓練指導員（以下「指定地域密着型通所介護/総合事業 現行相当通所型サービス従事者」という。）が、要介護状態[要支援状態]の利用者に対し、適切な指定地域密着型通所介護/総合事業 現行相当通所型サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 指定地域密着型通所介護の提供にあたって、要介護状態の利用者に可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日教生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の心身的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護及びその他必要な援助を行う。
- 総合事業 現行相当通所型サービスの提供にあたって、要支援状態の利用者に可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことのより、要支援者の心身機能の回復を図りもって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 2 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態になることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
 - 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
 - 4 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
 - 5 指定地域密着型通所介護/総合事業現行相当通所型サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者へ情報の提供を行う。
 - 6 前5項のほか、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関す

る基準」(平成28年厚生省令第14号) [「指定地域密着型介護予防サービス等の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」(平成18年厚生労働省令第36号)]に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業の運営)

第3条 指定地域密着型通所介護/総合事業 現行相当通所型サービスの提供に当たっては、事業者の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業者の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりにする。

- (1) 名称 デイサービス 茶の間
- (2) 所在地 茅野市米沢4133番地2

(事業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は人員規定に従い次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理の一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定地域密着型通所介護/総合事業 現行相当通所型サービスの実施に関し、事業者の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

(2) 通所介護従業者

生活相談員	1名(常勤)
介護職員	1名以上
看護職員	つるかめ訪問看護ステーションに委託
機能訓練指導員	1名

通所介護従業者は、指定地域密着型通所介護/総合事業 現行相当通所型サービスの業務に当たる。

生活相談員は、事業所に対する指定地域密着型通所介護/総合事業 現行相当通所型サービスの利用の申し込みに係る調整、他の通所介護従事者に対する相談助言及び技術指導を行い、また他の従事者と協力して通所介護

計画の作成等を行う。

看護職員は、つるかめ訪問看護ステーションに委託し、営業日ごとに利用者の健康状態の確認を行い、提供時間帯に密接かつ適切に連携を行う。

機能訓練指導員はご利用者の心身の状態を把握し、できる限り身の回りのことを自分で行えるように機能訓練を提供する。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間を次のとおりとする。

- (1) 月曜日から金曜日までとする。ただし、8月14日から8月16日、12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時00分から午後5時までとする。
- (3) サービス提供時間 午前8時00分から午後5時までとする。

(指定地域密着型通所介護/総合事業 現行相当通所型サービスの利用定員)

第7条 事業所の利用定員は、15名とする。

(指定地域密着型通所介護/総合事業 現行相当通所型サービスの内容)

第8条 指定地域密着型通所介護/現行相当通所型サービスの内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

- (1) 入浴サービス
- (2) 食事サービス
- (3) 生活指導(相談・援助等) レクリエーション
- (4) 機能訓練
- (5) 健康チェック
- (6) 送迎
- (7) 延長サービス
- (8) アクティビティ(介護予防)等

(利用料等)

第9条 指定地域密着型通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、負担割合証の割合に準ずる額の支払いとする。

なお、法廷代理受領以外の利用料については、「地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件(平成28年厚生労働省告示第130号)によるものとする。

2 総合事業 現行相当通所型サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額(月単位)とし、そのサービスが法廷代理受領であるときは、負

担割合証の割合に準ずる額の支払いとする。

なお、法廷代理受領以外の利用料については「総合事業 現行相当通所型サービス」に要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省告示第127号）によるものとする。

- 3 次条に定める通常の事業の実施地域を超えて送迎を行った場合は、片道1キロにつき50円を徴収する。
- 4 食事の提供に要する費用については、800円を徴収する。
- 5 おむつ代については、実費を徴収する。
- 6 その他、指定地域密型通所介護/総合事業 現行相当通所型サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用については実費を徴収する。
- 7 前6項の利用料等の支払を受けたときは、利用料とその他の費用（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。
- 8 指定地域密着型通所介護/総合事業 現行相当通所型サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用書又はそのかぞくに対し、利用料並びにその他の費用の内容及び金額に関し事前に文章で説明した上で、支払に同意する旨の文章に署名（記名押印）を受けることとする。
- 9 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文章で説明した上で、支払に同意する旨の文章に署名（記名押印）を受けることとする。
- 10 法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型通所介護/総合事業 現行相当通所型サービスに係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定地域密着型通所介護/総合事業 現行相当通所型サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

（通常の事業の実施地域）

第10条 通常の事業の実施地域は、茅野市全域とする。

（衛生管理等）

第11条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

（サービス利用にあたっての留意事項）

第12条 利用者は指定地域密着型通所介護/総合事業 現行相当通所型サービスの提供を受ける際状況に応じたサービスを受けるよう留意する。

(緊急時における対処方法)

第13条 指定地域密着型通所介護/総合事業 現行相当通所型サービスの提供を行っているときに病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 利用者に対する指定地域密着型通所介護/総合事業 現行相当通所型サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 利用者に対する指定地域密着型通所介護/総合事業 現行相当通所型サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第14条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年に2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(苦情処理)

第15条 指定地域密着型通所介護/総合事業 現行相当通所型サービスの提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、提供した指定地域密着型通所介護/総合事業 現行相当通所型サービスに関し、法第2

3条の規定により諏訪広域連合・市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は諏訪広域連合・市町村からの質問若しくは照会に応じ、諏訪広域連合・市町村が行う調査に協力するとともに、諏訪広域連合・市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供した指定地域密着型通所介護/総合事業 現行相当通所型サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

- 第16条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待の防止に関する事項)

- 第17条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。
- (1) 虐待防止のための指針を定める
 - (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会及び担当者の設置
 - (3) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - (4) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - (5) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護するもの）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する留意事項)

- 第18条 事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。
- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - (2) 継続研修 年4回
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させる旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、通所介護に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存するものとする。
- 5 事業所は、苦情・事故に関する記録の保存期間を5年間とする。
- 6 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は合同会社米沢と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(ハラスメント防止規定)

第 19 条 指定居宅介護支援事業所は高齢者に対しよりよい介護を実現するため、職場・及び介護の現場におけるパワーハラスメント及びセクシャルハラスメントを防止するための対策を定める。

2. 職員間でハラスメント防止の為の研修を年 1 度行う。(内容は重要事項に規定)
3. ご利用者・ご家族からのハラスメント防止の為、重要事項説明書を用いて具体的な事例を踏まえ説明し、その対策を周知する。

(事業継続計画)

第 20 条 居宅介護支援事業所は BCP (事業継続計画) を定め、感染症の蔓延防止及び自然災害発生時の対応を定める。

2. B C P の研修・訓練を年 1 度実施する。計画の周知及び現状に合わせた変更等を行う。

附 則

この規定は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

改正 令和 4 年 2 月 2 8 日

令和 5 年 1 2 月 3 1 日

令和 7 年 2 月 1 9 日